

運行管理規程(貸切)

株式会社 久信田観光

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 久信田観光 運行管理規程と称する。

この規程は、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第48条の2の定めに基づき、運行管理者の職務、権限及び複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理業務を統括する運行管理者並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準を定め、当社における事業用自動車の運行の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 バスの運行管理の実施方法及び運行管理者の選任に関する業務については、この規程に定めるところによる。

1. この規程に定めのない事項については、法令及び別に定めるものによるものとする。法令及び別に定めるものの主なものは、次のとおりである。
 - (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)
 - (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
 - (3) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
 - (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)
 - (5) その他社内規程等(服務規律、整備管理規程、事故報告規程等)

(運行管理者等の選任)

第3条 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)は、営業所に配置の事業用自動車の数に応じ、29両までは1名以上、29両を超える場合は超える車両30両ごとに1名を加えた人数以上の運行管理者を選任しなければならない。

1. 運行管理者は、他の営業所の運行管理者を兼務できないものとする。
2. 運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者でなければならない。
3. 運行管理者を選任したときは当該管理者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全員に周知徹底を図るものとする。
4. 事業者が運行管理者を選任又は解任したときは遅滞なく、その旨を当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

5. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する場合は、それらの業務を統括する運行管理者（以下、「統括運行管理者」という。）を選任しなければならない。
6. 事業者は、運行管理者資格者証を取得している者、又は国土交通大臣が認定する講習（独立行政法人自動車事故対策機構の基礎講習）を受講した者の中から補助者を選任することが出来るものとする。

（運行管理の組織及び職務）

第4条 運行管理業務の組織及び職務は次のとおりとする。

1. 事業者又は運行管理担当役員（以下「役員」という。）は、当社の事業用動車の輸送の安全及び旅客の利便に関する業務全般を統括する。
2. 役員は、第4条の基準により営業所ごとに運行管理者を選任し、複数の運行管理者を選任する場合は、その中から知識及び経験などを勘案して当該営業所の運行管理業務を統括する運行管理者（以下「統括運行管理者」という。）を選任する。
3. 役員は、必要に応じ、運行管理者の推薦により、管理者と同等またはこれに準じた知識及び能力を有する者のうちから運行管理者を補佐する補助者を選任する。
4. 役員は、営業所の運行管理者及び補助者（以下「運行管理者等」という。）に対し、道路運送法等関係法令及び本規程に定める運行管理業務の的確な執行について適切な指導監督を行う。
5. 統括運行管理者以外の運行管理者は、統括運行管理者の指揮により道路運送法等関係法令及び本規程に定める運行管理業務を行うとともに、補助者に対する指導及び監督を行う。但し、補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、総回数の3分の1以上とする。
6. 補助者は、運行管理者の指示により、運行管理者の業務を補佐する。

（統括運行管理者の職務及び権限）

第5条 統括運行管理者は、次に掲げる職務及び権限を有するものとする。

1. 統括運行管理者は、運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
2. 統括運行管理者は、所属営業所の運行管理に係る業務計画を策定し、業務の的確な執行が図られるよう統括運行管理者以外の運行管理者等を指揮監督する。

（運行管理者等の職務及び権限）

第6条 運行管理者は、別に定める運行管理業務に関する指揮命令権など必要な権限を有するものとする。

1. 運行管理者は、職務遂行上、役員に対して必要な事項を助言し又は意見を述べる事ができるものとし、役員はこの助言を尊重しなければならない。

2. 統括運行管理者は、事業用自動車の運行中は、必ず運行管理者等が営業所に勤務しているように勤務割りを定める等監督するとともに、運行管理者等は、事業用自動車の運行中は必ず営業所にあつて運行管理業務を行わなければならない。
3. 運行管理者は、補助者の指導監督を行うとともに、営業所を離れる場合等、補助者に業務を代行させる場合には必要な指示及び業務の引継ぎを的確に行わなければならない。
4. 運行管理者は補助者の行った運行管理業務についてもその責任を負わなければならない。
5. 補助者は運行管理者の指示を受けまたは代行して処理した業務については、速やかに運行管理者に報告しなければならない。

(運行管理者の研修)

第7条 運行管理者は、運輸支局長から運行管理について研修を行う旨の通知を受けた場合は、当該研修を必ず受講しなければならない。

1. 運行管理者は、死者又は重傷者を出した事故又は安全確保に係る行政処分を受けた事案に関して運輸支局長から特別講習の通知を受けた場合は、必ず受講しなければならない。
2. 運行管理者は、継続して、次に掲げる職務遂行に必要な知識・技能の修得に務めなければならない。

(1) 道路運送法、道路運送車両法、道路交通法、労働基準法、労働安全

(2) 衛生法等関係法令及びこれら法令の関係規則、並びにその他業務の遂行に必要な法令に関する知識

(3) 労働協約、労使協定、就業規則、その他社内規程に関する知識、教育指導、健康管理等の人事・労務管理の基本に関する知識

(4) 乗務員の適性診断に関する知識

(5) 目標管理、原価管理等経営管理に関する基礎的知識

(6) 適正な乗務割及び運行計画の作成に関する知識・技能

(7) 自動車の安全運転に関する知識

(8) 自動車の主要構造、その他事業用自動車の取扱いに関する知識

(9) 道路構造及び営業区域内外の地理に関する知識

(10) 事故発生時の処置、応急救助に関する知識

(11) 自動車損害賠償責任保険に関する知識

(12) 気象情報及び異常気象・天災時の措置に関する知識

(13) 一般社会常識

(運行管理者の業務)

第8条 運行管理者は、次の業務を行うこと。

- (1) 車掌を乗務させなければならないバスに車掌を乗務させること。
- (2) 事故、災害等異常事態が発生した場合又はその発生が予測される場合（以下「異常時」という。）において、安全の確保のための措置を講ずること。
- (3) 国土交通大臣の告示（平成13年12月3日告示第1675号）による勤務時間及び乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに従い運転者をバスに乗務させること。
- (4) 乗務員の休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること。
- (5) 酒気を帯びた状態にある乗務員をバスに乗務させないこと。
- (6) 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により、安全な運行をすることが出来ないおそれのある乗務員又はその補助をすることができないおそれのある乗務員をバスに乗務させないこと。
- (7) 長距離又は夜間運転の場合で疲労等により安全な運行継続をすることができないおそれがあるときは、予め、交替する運転者を配置すること。
- (8) 乗務しようとする運転者に対して、対面（運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法）により点呼を行い、次の事項の報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

①日常点検の実施又はその確認

②疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることで出来ないおそれの有無

(9) 乗務を終了した運転者に対して、対面（運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法）により点呼を行い、次の事項の報告を求めること。また、運転の交替があった場合は、運転交替時の通告についても報告を求めること。

①車両の状態

②道路及び運行の状況

(10) 点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告及び指示の内容並びに次の事項を記録し、かつ1年間保存すること。

①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

②点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動識別出来る表示

③点呼の日時

④点呼の方法

⑤その他の必要な事項

(11) 運転者に対し、乗務記録を記録させ、その記録を1年間保存すること。

(12) 運行記録計を管理し、その記録を1年間保存すること。

- (13) 運行記録計による記録が出来ないバスを運行の用に供さないこと。
- (14) 事故が発生した場合は記録し、その記録を3年間保存すること。
- (15) 運行の主な経路の状況を事前に調査し、適合する自動車を使用すること。
- (16) 運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行うとともに運転者に携行させ、その保存をすること。(運行終了後1年間保存)
- (17) 運転者として選任された者以外の者にバスを運転させないこと。
- (18) 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- (19) 運転者に対し、主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、国土交通大臣告示で定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年12月3日付け国土交通省告示第1676号)に従い指導監督を行うとともに、指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を3年間保存すること。
- (20) 死者又は負傷者を生じさせた運転者、新たに雇い入れた者及び高齢(65歳以上)に達した運転者については、前述の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせること。[ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号(入院14日以上、医師の治療期間が30日以上障害等)、第3号(入院14日以上障害等)又は4号(医師の治療期間1日以上障害等)を言う。]
- (21) 車掌に対して、法令で定められた事項について適切な指導監督を行うこと。
- (22) バスに赤色旗、赤色合図等の非常用信号用具を備えること。
- (23) 乗務員に対して、非常用信号用具、非常口又は消化器の取扱いについて適切な指導を行うこと。
- (24) 補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- (25) 旅客の運送を目的としない場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令(昭和31年政令第256号)の要件を備えない者にバスを運転させないこと。
- (26) 自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づき、バスの運行の安全確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- (27) その他、運行管理の業務に関すること。
- (28) 運行管理補助者は、点呼執行等処理事項の結果を運行管理者に報告しなければならない。

(点呼の実施)

第9条 運行管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。勤務その他の事情により運行管理者が点呼を行うことができない場合は指定された補助者が行うものとする。

(乗務前点呼)

第10条 運行管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号により乗務前の点呼を行うものとする。

1. 原則として、個人別に行うこと。
2. 出発の10分程度前までに行うこと。
3. 営業所の定められた場所で行うこと。
4. 日常点検の結果を確認すること。
5. 運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病、疲労、飲酒その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、表情、姿勢等を観察してサービスの適否を決定すること。
6. 健康状態が運転に不適切と認められ、またはその旨本人から申し出があった場合には他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
7. 運行する道路状況、天候、本人の健康状況等に照らして、安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
8. 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行指示書その他業務上定められた帳票、必要な携行品等の有無を確認するとともに、乗務記録の用紙を運転者に渡すこと。
9. その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
10. 運行管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、運行管理者が交替するときは引継ぎを確実にすること。

(1) 点呼執行者の氏名

(2) 点呼日時

(3) 点呼の方法 (対面、電話等の別)

(4) 運転者の氏名

(5) 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況 (健康状態)

(6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号 (社内呼び記号等)

(7) 日常点検の状況

(8) 指示事項

(9) その他必要な事項 (携行品等)

(乗務後点呼)

第11条 運行管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により乗務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (4) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (5) 乗務記録及び乗務前点呼時の携行品を提出させ、これを点検し収受すること。
- (6) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
- (7) 運行管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、運行管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うこと。

- ①点呼執行者の氏名
- ②点呼日時
- ③点呼の方法（対面、電話等の別）
- ④車両、道路及び運行の状況
- ⑤交替運転者に対する通告
- ⑥その他必要な事項

(8) 運行管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

(行先地点呼)

第12条 運行管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行うものとする。

(点呼記録の保存)

第13条 運行管理者は、点呼の実施結果の記録を、記録の日から1年間保存しておくものとする。

(過労防止の措置)

第14条 運行管理者は、常に運転者の健康状態等を把握し、過労にならないようにするため、第7条(3)を遵守のうえ、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させなければならない。

1. 運行管理者は、疾病、疲労、飲酒、酒気帯び、覚醒剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転ができない運転者又はその補助ができない運転者をバスに乗務させてはならない。
2. 運行管理者は、長距離運行等のため交替する運転者の配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所及び時間等を具体的に指示しなければならない。
3. 運行管理者は、運転者に対して会社の定める運行途中の休憩場所及び休憩時間等を指示する。

(運行管理者の権限)

第15条 事業者は、運行管理者に第9条から第15条に定める事項を処理するために必要な権限を与えるものとする。

1. 事業者は、運行管理補助者に始終業等及び点呼執行等の権限を与えるものとする。

(運行管理者等の勤務体系)

第16条 運行管理者等は、バスの運行中は必ず勤務しているものとする。

1. 運行管理者等は、勤務交替時には必要事項を確実に引き継がなければならない。

(代務運転者の指定)

第17条 事業者は、所属社員で運転免許を有している者のうちから適任者を代務運転者として指定することができる。

1. 事業者が、適任者であると認め、指定した場合は、所属社員以外の者であっても、バスの回送、移動を行うことができる。

(運行管理者の監督)

第18条 営業所長は、運行管理者に対し、第3条各号に掲げる業務の的確な実行及び運行管理規程の遵守について、適切な指導監督をしなければならない。

(乗務員の監督)

第19条 事業者は、運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めた「旅客自動車運送事業が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日告示第1676号）」により、バスの運転者に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

1. 事業者は、この告示で定めたところにより、特別な運転者に対して、特別な指導を行い、かつ、適性診断を受けさせなければならない。
2. 事業者は、車掌に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第49条及び51条に規定する事項について適切な指導監督を行わなければならない。
3. 事業者は、乗務員に対し、非常信号用具、非常口及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければならない。

(指導)

第20条 事業者は、営業所ごとに指導運転者を指定して、乗務員の運転取扱いの指導を行わなければならない。

(異常時における措置)

第21条 事業者は、異常時における連絡、救護体制等について、予め所要の定めをしておかななければならない。

1. 事業者は、異常時においては、必要に応じ、運行計画の変更等適切な処置を講じ、運行の安全を図らなければならない。
2. 事業者は、異常時においては、乗務員に対する指示等適切な処置を講じなければならない。

(消火器の点検整備)

第22条 事業者は、バスに搭載した消火器について毎月1回以上その機能を点しておかななければならない。

(バスの清潔保持)

第23条 事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(緊急輸送等)

第24条 事業者は、緊急輸送の場合におけるバスの運行の安全に関する処置について、あらかじめ所要の定めをしておかななければならない。

(監査)

第25条 事業者は、監査員を指定して、運行管理業務、乗務員の執務等について、必要に応じた適切な監査を行わなければならない。

附則

この規程は平成24年 7月 1日から適用する。

株式会社 久信田観光

代表取締役 久信田敏之